

第3回CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会 議事概要

日時：平成30年12月19日（水）10:00～12:00

場所：中央合同庁舎3号館 11階特別会議室

○事務局より資料に基づき説明した後、委員による質疑・意見交換を実施。主要な意見は以下の通り。

■CMRの業務執行権限の範囲について

○CMRは事業実施において常に関与するものではないので、発注者、工事監理者、発注者支援業務、CMRがどのような構成であることを前提としての検討であるか、明確にした上で、業務執行権限を整理すべきではないか。

○土木は詳細にパターンの整理がされているが、建築は示されていない。

○本検討会では、あくまでもマネジメント型に特化して議論をしないと発散してしまう。マネジメント型に特化して整理すべきである。

○マネジメント型に特化して議論する際、マネジメント型の業務内容を明確化すべきである。

○土木学会では、契約監理に関する発注者を代行する業務内容を網羅的に整理し、発注者の現場状況に合わせて選択してもらう考え方としている。また、ニーズに対応するという観点から、技術者不足を背景として、「助言」だけでなく、職員の代行が求められていると考えている。

○土木学会としては、監督体制代行型がメインで、代行を認める立場をとっており、入札契約や事業監理もオプションとして選択可能である。そのため、代行業務をCMIに求める場合、仕様書の記載の仕方は「助言」を「実施」にするというように変わってくる。

○土木のマネジメント型と建築のマネジメント型はそれぞれ根拠となる法制度が異なっており、難しい。

○法的に独占業務になっている部分にはふれないように仕様書を作成することが重要となる。

○福島県のCM業務では、従来のマネジメントを実施するパターンで発注していたが、時間の経過に従って、事務所によっては行政機関の代行的立場として監督体制に入るパターンに近づいている場合もある。以上から、基本となるような考え方は整理すべきだが、役割が変わる場合もあるのでオプションは必要である。

○マネジメント型で建築と土木で共通する事項があれば、それを固める必要がある。そのためにも、マネジメント型の業務内容を明確化しないと議論が難しいので整理が必要である。

■ CM標準約款の整備について

○土地への立ち入り、臨機の措置は監督代行の業務になるので、マネジメント型を基本とするのであれば削除したほうが良いかもしれない。

○土木学会の約款では、監督代行的な業務も含めて考えているので立ち入り等は入れている。

○土木学会では、中立性について契約約款には定めていないが、契約等でCMRと関係のある企業は対象にしないというということを仕様で明記するよう述べている。

○CMRへの情報提供に関して、原則は発注者が示すべきであり、契約約款に規定した方がよい。

○工事の受注者の特許に関する情報をどこまで出せるかといった難しいこともあるので、受注者からの要請規定とした方がよい。

○必要な情報は事業の段階によって変わってくるし、責任問題になるため、契約約款には規定しにくいのではないか。ガイドラインに規定することでよいのでは。

■ CMRに求められる善管注意義務の範囲及びCM賠償責任保険制度のあり方について

○CM業務における「助言」をどのように捉えているかを考える必要がある。また、善管注意義務違反を確認するための根拠をどのように残すのか、書面では残しにくい部分もある。